



2026年3月19日

各 位

会 社 名 キヤノン電子株式会社  
代表者名 代表取締役社長 橋元 健  
(コード番号：7739 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役経理部長 大北 浩之  
(TEL. 03-6910-4115)

### 株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2026年2月10日付「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会の開催のお知らせ」(以下「当社プレスリリース」といいます。)にてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2026年3月19日から2026年4月20日まで整理銘柄に指定された後、2026年4月21日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類  
普通株式

② 併合比率  
当社株式について、6,235,122株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数  
40,901,805株(予定)

④ 効力発生前における発行済株式総数  
40,901,811株(予定)

(注)当社は、2026年2月10日付の当社プレスリリース「自己株式の消却に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、2026年2月10日の当社取締役会において、2026年4月22日付で、同日時点で当社が所有する全ての自己株式を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、2026年1月27日時点で当社が所有する全ての自己株式(1,304,729株)が消却される前提で、これを控除した発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

6株

- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数  
24株

- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる  
金銭の額

- (i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定  
による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、キャノン株式会社（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の  
皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法  
律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その  
合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相  
当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に  
応じて、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様へ交付いたします。当  
該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとして当社を公開  
買付者の完全子会社とすることを目的とする一連の取引の一環として行われるものである  
こと、また、当社株式が2026年4月21日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格の  
ない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに  
鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可  
を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定してお  
ります。

この場合の売却額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合  
は、本株式併合の効力発生日の前日である2026年4月22日の最終の当社の株主名簿に記載  
又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が2025年12月1日から  
2026年1月19日までの30営業日を公開買付けに係る買付け等の期間として実施した、当  
社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式1株当  
たりの買付け等の価格と同額である3,650円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるよ  
うな価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や  
計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場  
合もあります。

- (ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称  
キャノン株式会社（公開買付者）

- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金  
を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要す  
る資金を、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）からの借入れにより賄  
うことを予定しているところ、当社は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類と  
して提出された、みずほ銀行からの借入れに関する2025年11月28日付融資証明書を確認  
することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者  
によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代  
金の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないと  
のことです。

以上により、当社は、公開買付者による1株に満たない端数の合計数に相当する当社株  
式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026年5月中旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることに付いて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は当該裁判所の許可を得て、同年6月中旬を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により、当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行ったうえで、2026年7月下旬から同年8月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の定款一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款変更（現行定款第11条（招集）の削除を除きます。）は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2026年4月23日に効力が発生する予定です。

- ① 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数が24株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が生じることを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第7条（単元株式数）及び現行定款第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- ③ 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、当社株式は上場廃止となるとともに、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者のみとなり、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日及び招集に関する規定並びに株主総会資料の電子提供措置に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、(i)本株式併合の効力が生じることを条件として、現行定款第13条（定時株主総会の基準日）及び現行定款第14条（電子提供措置等）の全文を削除するとともに、(ii)現行定款第11条（招集）も削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2026年3月19日（木曜日）
整理銘柄指定日	2026年3月19日（木曜日）
当社株式の最終売買日	2026年4月20日（月曜日）（予定）
当社株式の上場廃止日	2026年4月21日（火曜日）（予定）
本株式併合の効力発生日	2026年4月23日（木曜日）（予定）

以上